

## ●札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式を定める要綱

- 第1条** この要綱は、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則（平成11年規則第3号。以下「規則」という。）第18条第1項に基づき、事前協議書等の様式を定めるものとする。
- 第2条** 規則第5条第1項前段に定める公共的施設新設等事前協議書は、様式1のとおりとする。
- 第3条** 規則第5条第1項後段に定める公共的施設新設等変更事前協議書は、様式2のとおりとする。
- 第4条** 規則第5条第2項に定める整備基準チェックリストは、様式3のとおりとする。
- 第5条** 規則第7条第1項に定める工事完了届は、様式4のとおりとする。
- 第6条** 規則第8条第1項に定める適合証は、様式5のとおりとする。
- 第7条** 規則第8条第1項に定める適合証交付請求書は、様式6のとおりとする。ただし、工事完了届を提出する場合には、工事完了届をもって代えることができる。
- 第8条** 規則第9条第2項に定める特定適合施設表示板は、様式7のとおりとする。
- 第9条** 規則第9条第2項に定める特定適合施設表示板交付請求書は、様式8のとおりとする。ただし、工事完了届を提出する場合には、工事完了届をもって代えることができる。
- 第10条** 規則第10条に定める身分証明書は、様式9のとおりとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。
- 2 札幌市福祉の街づくり環境整備要綱（平成5年3月5日市長決裁。以下、「旧要綱」という。）は平成12年3月31日で廃止する。
- 3 旧要綱の廃止前に建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める確認申請を行う者に係る旧要綱第8に定める事前協議を行った者については、旧要綱第9に定める報告及び第10に定めるシンボルマークの交付について、旧要綱は、平成15年3月31日までは、なお、その効力を有する。

### 附 則

- 1 この要綱は、札幌市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成17年条例第102号。以下「条例」という。）施行の日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる公共的施設に係る様式にあっては、平成18年7月1日までの間は、改正後のこの要綱の規定にかかわらず、改正前のものを使用することができる。

様式1の1 (建築物用)

正

公共的施設新設等事前協議書

平成 年 月 日

札幌市長

住所

協議者

氏名

印

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕(模様替) ・用途変更					
主たる用途				構造		造	
階数		地上階・地下階		建築面積		m <sup>2</sup> (戸)	
内 訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
延べ床面積			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
工事予定年月日		着手	平成 年 月 日			完了	平成 年 月 日
設計者	住所						
	氏名	印 (担当者)					
※ 処 理 欄	部長	課長	係長	係	協議結果		受付印
					平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 整備基準に適合 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築等部分 <input type="checkbox"/> 増築等部分及び当該部分 までの経路		
	部長	課長	係長	係	平成 年 月 日		通知第 号
					<input type="checkbox"/> 表示板交付基準に適合 <input type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 勧告		

備考 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分（公共的施設の部分）とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。

2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。

3 ※印欄は、記入しないで下さい。

## 様式1の1 (建築物用)

## 副

## 公共的施設新設等事前協議書

平成 年 月 日

札幌市長

住所

協議者

氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕(模様替) ・用途変更					
主たる用途				構造		造	
階数		地上階・地下階		建築面積		m <sup>2</sup> (戸)	
内 訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	延べ床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
工事予定年月日		着手	平成 年 月 日			完了	平成 年 月 日
設計者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※ 協 議 の 結 果							受付印
							平成 年 月 日
							通知第 号

- 備考 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分（公共的施設の部分）とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。
- 2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。
- 3 ※印欄は、記入しないで下さい。

様式1の2（建築物以外用）

正

公 共 的 施 設 新 設 等 事 前 協 議 書

平成 年 月 日

札幌市長

住 所

協議者

氏 名

印

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称											
公共的施設の所在地		札幌市 区									
公共的施設の種類											
工事の種類		・新築・増設等									
規模等		駐車のために供する面積				m <sup>2</sup>					
		その他									
工事予定年月日		着手	平成	年	月	日	完了	平成	年	月	日
設計者	住 所										
	氏 名		印 (担当者)								
※ 処 理 欄	部 長	課 長	係 長	係	協 議 結 果				受 付 印		
					平成 年 月 日						
					<input type="checkbox"/> 整備基準に適合 <input type="checkbox"/> 指導及び助言 <input type="checkbox"/> 勧告				平成 年 月 日		
									通知第 号		

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

## 様式1の2（建築物以外用）

## 副

## 公 共 的 施 設 新 設 等 事 前 協 議 書

平成 年 月 日

札幌市長

住 所

協議者

氏 名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地	札幌市 区				
公共的施設の種類					
工 事 の 種 類	・新築・増設等				
規 模 等	駐車の用に供する面積				m <sup>2</sup>
	その他				
工事予定年月日	着手	平成	年	月	日
	完了	平成	年	月	日
設計者	住 所				
	氏 名	☎ (担当者)			
※ 協 議 の 結 果					受 付 印
					平成 年 月 日
					通知第 号

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

様式 2

正

公共的施設新設等変更事前協議書

平成 年 月 日

札幌市長

協議者 住所  
氏名 印

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の変更内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕(模様替) ・用途変更					
当初の届出年月日		平成 年 月 日	協議書通知番号		第 号		
変更の内容	変更前			変更後			
工事予定年月日		着手	平成 年 月 日	完了	平成 年 月 日		
設計者	住所						
	氏名 印 (担当者)						
※ 処 理 欄	部長	課長	係長	係	協議結果		
	部長	課長	係長	係	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 整備基準に適合 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築等部分 <input type="checkbox"/> 増築等部分及び当該部分までの経路 <input type="checkbox"/> 表示板交付基準に適合 <input type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 勧告		
					受付印		
					平成 年 月 日		
					通知第 号		

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

## 様式 2

## 副

## 公共的施設新設等変更事前協議書

平成 年 月 日

札幌市長

住所

協議者

氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の変更内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地	札幌市	区			
新設等の種別	・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕(模様替) ・用途変更				
当初の届出年月日	平成 年 月 日	協議書通知番号	第	号	
変更の内容	変更前		変更後		
工事予定年月日	着手	平成 年 月 日	完了	平成 年 月 日	
設計者	住所				
	氏名	☎ (担当者)			
※協議の結果					受付印
					平成 年 月 日
					通知第 号

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

様式3の1 (建築物用)

判定結果	適合状況	措置状況
整備基準	合・否	指導・助言
表示板交付基準	合・否	—

※ この欄は記入しないでください。

### 整備基準チェックリスト

記入方法

- 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字または措置の内容等を記入してください。
- 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

記入例

設計内容	適合状況
(突出物) 有・無	合・否
(安全な措置) 有・無	

整備項目	条件	整備基準	設計内容	適合状況
	(1) 利用円滑化経路（利用居室又は住戸等から道等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上）	① 階段又は段を設けない （設ける場合は傾斜路又はエレベーターを併設） ※ 利用円滑化経路・・・居室又は住戸等（不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものを除く）が地上階又は直上階若しくは直下階のみにある場合は、地上階のものまでの経路(以下同じ)	(段の有無) 有・無  (講じた措置)	合・否
1 出入口	(1) 利用円滑化経路上にある出入口（直接客室・住戸等へ通ずるものを除く。）	① ・外部出入口幅90cm以上 ・内部出入口幅80cm以上	(内法幅) cm  (内法幅) cm	合・否
		② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に、段など高低差がない（水平）	(段の有無) 有・無  (段差) cm	合・否
		④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	(ガラス) 有・無  (材種) (講じた措置)	合・否
2 廊下等		① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		② 壁面に突出物を設置しない。設置する場合は視覚障がい者の通行の安全上支障がない措置	(突出物) 有・無 (講じた措置)	合・否
		③ 必要に応じ手すりを設置  ・ 手すりは端部が突出しない構造。不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するのは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無  (講じた措置)	
	こう配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ $\leq 16$ cmでこう配 $\leq 1/12$ の傾斜を除く	④ 階段の上端及び下端又は傾斜の上端に近接する廊下等に視覚障害者誘導用ブロック（自動車車庫、駐車場を除く）	(点字ブロック) 有・無 (階段の有無) 有・無 (傾斜) 勾配 / 高さ cm	合・否
(1) 利用円滑化経路を構成する廊下等		① 幅140cm以上、末端付近及び50m以内ごとに車いす転回スペースを設ける場合は幅120cm以上	(内法幅) cm (転回部) 有・無	合・否
		② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない（水平）	(高低差) 有・無	合・否

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況	
2 廊下等	(2) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する廊下に案内設備を設ける場合の、外部出入口から案内設備までの経路の1以上(7(3)と一体整備するものうち、廊下部分の構造)	① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の視覚障がい者誘導設備を設置。次の場合を除く。 ・直進の風除室内 ・自動車車庫、駐車場の場合 ・管理人が常駐し、人的対応が可能な場合	(誘導設備) 有・無 (講じた措置)	合・否	
3 階段	その踊場を含む	① 段がある部分の両側に手すりを設置(踊場には必要に応じて設置) ・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (講じた措置)	合・否	
		② 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
		③ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否	
		④ 主たる階段は回り段としない	(回り段) 有・無	合・否	
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否	
	⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合・否		
	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するもの(自動車車庫・駐車場を除く)	⑦ 上端及び下端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(段の部分と連続して手すりを設けた場合を除く)	有・無 (講じた措置)	合・否	
4 傾斜路	階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。 その踊場を含む	① 傾斜(こう配 $>1/12$ 又は高さ $>16$ cm)がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	合・否	
		② 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
		③ 傾斜の前後の水平部分(廊下、踊場等)と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否	
		④ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差点部に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否	
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否	
		こう配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ $\leq 16$ cmでこう配 $\leq 1/12$ の傾斜を除く	④ 上端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(傾斜の部分と連続した手すりを設けた場合又は自動車車庫・駐車場に設けるものを除く)	(手すり) 有・無 (講じた措置) (勾配) / (高さ) cm	合・否
	(1) 利用円滑化経路を構成する傾斜路	① 幅140cm以上、車いす転回スペースを設けた廊下に接続するものは120cm以上、段併設の場合90cm以上	(内法幅) cm (段併設) 有・無	合・否	
		② こう配 $1/12$ 以下	(勾配) /	合・否	
		③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否	

I 札幌市福祉のまちづくり条例のあらまし

整備項目	条 件	整 備 基 準				設 計 内 容				適合状況	
		構 造	整備必要項目				エレベーターの仕様				
			(1)	(2)	(3)	(4)	□(1)	□(2)	□(3)	□(4)	
5 エレベーター	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビー (かごの停止階は利用居室、住戸等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階とする)  (1) 教育施設、共同住宅等を除く2,000㎡以上の建築物に設けるもの (2) 2,000㎡以上の教育施設、共同住宅等に設けるもの (3) 教育施設、共同住宅等を除く2,000㎡未満の建築物に設けるもの (4) 2,000㎡未満の教育施設、共同住宅等に設けるもの  ※・・・不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する場合に整備（自動車車庫、駐車場に設けるものを除く）	① かごの床面積1.83㎡以上	●				(床面積)		㎡	合・否	
		② 車いすの転回に支障ないかごの形状	●				(かごの間口)		cm	合・否	
		③ 出入口幅80cm以上	●	●	●	●	(内法幅)		cm	合・否	
		④ かごの奥行き135cm以上	●	●			(かごの奥行)		cm	合・否	
		⑤ 乗降ロビー150cm×150cm以上(高低差なし)	●	●	●	●	(内法寸法)	cm×	cm	合・否	
		⑥ 車いす使用者が利用しやすい制御装置	●	●	●	●	(装置の高さ)		cm	合・否	
		⑦ かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	●	●	●	●		有・無			合・否
		⑧ 乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	●	●	●	●		有・無			合・否
		⑨ かごの両側に手すり	●	●	●	●		有・無			合・否
		⑩ かご内に鏡を設置(出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるものを除く。)	●	●	●	●	(鏡)	有・無			合・否
		⑪ かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	※	●	※	●		有・無			合・否
		⑫ 視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	※		※		(点字表示等)	有・無			合・否
		⑬ 昇降方向の音声表示装置	※	●	※	●		有・無			合・否
		⑭ 乗降ロビーの制御装置下に視覚障害者誘導用ブロック	※		※			有・無			合・否
		⑮ 利用しやすいかごの大きさ			●	●	(内法寸法)	cm×	cm		合・否
6 便所	(1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合	① 車いす使用者用便房を1以上設置					有・無			合・否	
		② 車いす使用者用便房がある旨の表示					有・無			合・否	
		③ 段を設けない					有・無			合・否	
		④ 床面は滑りにくい仕上げ					(仕上げ材)			合・否	
	(2) 車いす使用者用便房の構造	① 腰掛便座の両側に手すりを設置					有・無			合・否	
		② 腰掛便座はできる限り前方・両側から移乗しやすい位置に設置					(講じた措置)			合・否	
		③ 車いす使用者の利用に十分な空間の確保					(空間)	cm×	cm	合・否	
		④ 洗浄装置は操作が容易なもの					(装置)		式	合・否	
		⑤ 施設管理者等へ通ずる非常用呼出装置					有・無			合・否	
		⑥ 荷物台を設置					有・無			合・否	
⑦ 施錠・開錠が容易な施錠装置						(施錠方法)			合・否		
5,000㎡以上の建築物	⑧ 不特定多数の者が利用する場合、1以上をオストメイト対応とする					(設備)	有・無		合・否		

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
6 便所	(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合	① 1以上を手すりがある床置きその他これに類する小便器	(手すり) 有・無 (床置き等) 有・無	合・否
	(4) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する便所	① 必要に応じ、出入口又はその付近に点字案内	有・無	
	(5) 2,000㎡以上の建築物	① 不特定多数の者が利用する便所を設ける場合1以上に乳児用いす又は乳児用ベッドを設置	有・無	合・否
	※ 出入口の構造（利用円滑化経路の出入口）	① 出入口幅80cm以上	(内法幅) cm	合・否
		② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
③ 戸の前後に高低差がない（水平）		有・無	合・否	
④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる		(材種) (講じた措置)	合・否	
7 敷地内の通路	段がある部分	① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		② 排水溝には、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有・無 (ふたの目幅) cm	合・否
		③ 両側に手すりを設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (講じた措置)	合・否
		④ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合・否
	傾斜路	④ 傾斜（こう配 $>1/12$ 又は高さ $>16$ cmでかつこう配 $>1/20$ ）がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (こう配) / (高さ) cm (手すり) 有・無 (講じた措置)	合・否
		⑤ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		④ 始終端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		(1) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	① 幅140cm以上。不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものは180cm以上 ② 戸は1②③④の構造	(幅員) cm

I 札幌市福祉のまちづくり条例のあらまし

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
7 敷地内 の通路	(2) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路	① 幅140cm以上。不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものは180cm以上、段併設の場合90cm以上	(内法幅) cm (段併設) 有・無	合・否
		② こう配1/20以下（消融雪装置設置の場合1/12以下）	(こう配) / (消融雪装置) 有・無	合・否
		③ 高さ50cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	(3) (自動車車庫・駐車場を除く) 案内設備を設ける場合は、道等から案内設備までの経路の1以上、案内設備を設けない場合は、道等から外部出入口までの経路の1以上 ※ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する経路に限る	① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障がい者誘導設備	有・無 (講じた措置)	合・否
② 次の部分に視覚障がい者誘導用ブロック（警告ブロック）を敷設 ・ 車路に近接する部分 ・ 段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分（こう配 $\leq$ 1/20の傾斜、又は高さ $\leq$ 16cmかつこう配 $\leq$ 1/12の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。）		(警告ブロック) 有・無 (傾斜) / こう配 / 高さ cm (講じた措置)	合・否	
8 駐車場	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合、車いす使用者用駐車区画を設置 共同住宅等に設けるものを除く	① 区画は1以上（駐車区画総数が100を超える場合は、1/100以上）設置	(全区画数) 台 (内、車いす用) 台	合・否
		② 幅350cm以上、奥行き600cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否
		③ 利用居室又は建物出入口に近いところに設置	(近い位置) 有・無	合・否
	④ 当該部分又はその付近に車いす使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有・無 (講じた措置)	合・否	
		⑤ 駐車場の出入口付近に、車いす使用者用区画がある旨積雪等に配慮し表示し、入口から区画までを誘導	(表示) 有・無 (誘導) 有・無	合・否
9 エスカ レータ ー	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するもの	① 移動手すりの水平部分120cm以上、これと連続する固定手すり	(移動手すり水平部分) cm (固定手すりの有無) 有・無	合・否
		② 踏み段、くし板の表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 踏み段端部とその周辺の明度差を大きく	(講じた措置)	合・否
	④ 乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設、固定手すりに誘導等の点字表示	(ブロック) 有・無 (点字表示) 有・無	合・否	
10 洗面所 (客室 に設け るもの を除 く。)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所	① 段を設けない	有・無	合・否
		② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 車いす使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡	高さ(洗面器) cm (鏡) cm	合・否
		④ 手すりの設置 操作しやすい水栓器具	(手すりの有無) 有・無 (器具の仕様)	合・否
	出入口の構造（利用円滑化経路の出入口）	① 幅80cm以上	(幅) cm	合・否
		② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない（水平）	有・無	合・否
		④ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	(材種) (講じた措置)	合・否

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況
11 浴室、シャワー室、更衣室及び更衣室	病院、ホテル、老人ホーム等、老人福祉センター等、運動施設、公衆浴場に設ける、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものの1以上	① 段・階段を設けない（やむを得ない場合を除く）。	(段) 有 ・ 無	合・否
		② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 必要に応じ、手すりを設ける		合・否
		④ 車いす使用者が利用できる十分な空間を確保	(空間) cm× cm	合・否
		⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したものの	(高さ) cm	合・否
		⑥ 浴室・シャワー室にいすを設ける	有 ・ 無	合・否
		⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具	(器具の仕様)	合・否
		⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用しやすい脱衣ベンチ	有 ・ 無	合・否
	利用円滑化経路の出入口	・ 出入口幅80cm以上、1②③④の構造		合・否
12 客室	(1) 宿泊施設（床面積3,000㎡未満のものを除く）に設ける客室の1以上	① 車いす使用者が利用できる十分な空間を確保	(空間) cm× cm	合・否
		② ベッド、手すりを適切に設置	有 ・ 無	合・否
		③ 室内の出入口幅80cm以上	(幅) cm	合・否
		④ 室内の戸は障がい者、高齢者等が容易に開閉できる構造、戸の前後に高低差がない	(戸の構造) (高低差) 有 ・ 無	合・否
		⑤ 車いす使用者が利用しやすいスイッチ	(高さ) cm	合・否
		⑥ 便所は6(1)③④、(2)①～⑦の構造	有 ・ 無	合・否
		⑦ 洗面所は10の構造	有 ・ 無	合・否
		⑧ 浴室は11②～⑧、段を設けない、非常用呼出装置を設ける	(段) (呼出装置) 有 ・ 無	合・否
		⑨ ファクス、点字付き電話等、視覚障がい者・聴覚障がい者に配慮	(講じた措置)	合・否
		⑩ 聴覚障がい者に配慮した非常警報装置	有 ・ 無	合・否
	廊下へ通ずる出入口	・ 出入口幅80cm以上、1②③④の構造		合・否
(2) (1)の客室の設置場所	・ 非常時に避難しやすい場所に設置	(講じた措置)	合・否	
13 観覧席等	(1) 劇場等、集会場等、運動施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する観覧席や客席を設ける場合	① 原則として、観覧席等の2以上（観覧席総数が200を超える場合は1/100以上）を車いす使用者用席とする	(全観覧席数) 席 (車いす使用者席数) 席	合・否
		② ①の床は水平		合・否
		③ ①の席は、幅90cm以上、奥行き120cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否
	(2) 観覧席の出入口（利用円滑化経路上のもの）から(1)の席までの通路	① 幅140cm以上	(幅) cm	合・否
		② 表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 階段・段を設けない	(段) 有 ・ 無	合・否
		④ 傾斜路は、次の構造		合・否
		・ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差点に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		・ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
	・ こう配1/12以下	(勾配) /	合・否	
	・ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否	
	(3) (1)の施設に設ける不特定多数の者が利用する観覧席	・ 補聴装置を1以上設け、その旨を表示	(補聴装置) 有 ・ 無 (表示) 有 ・ 無	合・否

# I 札幌市福祉のまちづくり条例のあらまし

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
14 公衆電 話の設 置場所	公衆電話を設ける場合	① 出入口幅80cm以上	(幅) cm	合・否
		② 開閉しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		④ 車いす使用者が利用しやすい高さ、下部の空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
		⑤ 難聴者、視覚障がい者が利用しやすい電話機		合・否
15 カウン ター等	カウンター・記載台を設ける場合、 1以上	① 車いす使用者が利用しやすい高さ、下部に空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
16 案内設 備	(1) 案内設備を設ける場合	① 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮	(高さ) cm	合・否
		② 必要に応じ、点字表示又は音声案内等を設置	(点字表示等の有無) 有・無	合・否
		③ 案内用図記号は、できる限りJISに定めるもの		
		④ 敷地内通路に設ける場合、積雪等に配慮	(講じた措置)	合・否
(2) 呼び出しを行う案内設備の場合 設ける場合、1以上	・音声、文字等により呼出しを行うもの	(講じた措置)	合・否	
17 改札口 及びレ ジ通路	(1) 設ける場合、1以上	① 幅90cm以上	(内のり幅) cm	合・否
		② 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		③ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		④ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(講じた措置)	合・否
18 券売機 等(券 売機、 自動販 売機、 現金預 入・支 払機)	(2) 視覚障がい者が利用しやすい券 売機等を設置する場合	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車いす使用者が利用しやすい高さ及びカ部に空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
		③ 操作ボタン、金銭投入口・取出口等は利用しやすい 構造	(仕様)	合・否
		④ 視覚障害者が利用しやすい券売機等を設置する場合、 視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(視覚障がい者対応機) 有・無 (誘導用ブロック) 有・無	合・否
19 授乳及びおむつ替えの場所		① 必要に応じ、授乳及びおむつ替えの場所を設け、ベ ビーベッドを設置	(場所) 有・無 (ベビーベッド) 有・無	合・否
		② ①の場合、設置の旨を見やすい方法で表示	(表示) 有・無	合・否
20 緊急避 難施設	ホテル(3,000㎡以上)、老人ホ ーム等、老人福祉センター等に設け るもの	① 光、文字、音声等による火災報知設備と連動した誘 導灯	(点滅装置、誘導音付誘導灯) 有・無	合・否
		② 一斉放送できる設備	有・無	合・否
21 水飲み 場	設ける場合、1以上	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間	(空間) cm× cm	合・否
		③ 操作しやすい水栓器具	(水栓器具の仕様)	合・否
		④ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
22 視覚障 害者誘 導用ブ ロック		① 原則JISに定める形状	(形状)	
		② 原則として黄色。周囲の床材と明度の差の大きい色	(色) (周囲の色)	合・否
		③ 十分な強度、ぬれても滑りにくく、耐久性がある	(材種)	合・否
		④ できる限り直線的に、連続的に設置		
		⑤ 壁・床に突出物がある場合、適切な距離を確保して 敷設		合・否

特定適合施設表示板交付基準

整備項目	条 件	整 備 基 準				設 計 内 容	適合状況		
23 利用円滑化経路	利用円滑化経路（利用居室又は戸等から道等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上）	建築物内にある、全ての居室又は住戸までの経路を、利用円滑化経路に整備					合・否		
24 便所	2,000㎡以上の建築物に設ける車いす使用者用便房	不特定多数の者が利用する場合、1以上をオストメイト対応とする。					合・否		
25 駐車場		8の駐車場を1以上設ける。					合・否		
26 エレベーター	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーのそれぞれ1以上（かごの停止階は利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階とする）  (1) 教育施設、共同住宅等を除く2,000㎡以上の建築物に設けるもの  (2) 2,000㎡以上の教育施設、共同住宅等に設けるもの  (3) 教育施設、共同住宅等を除く2,000㎡未満の建築物に設けるもの  (4) 2,000㎡未満の教育施設、共同住宅等に設けるもの  ※・・・不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する場合に整備（自動車車庫、駐車場に設けるものを除く）	構 造	整備必要項目				エレベーターの仕様 □(1) □(2) □(3) □(4)		
			(1)	(2)	(3)	(4)			
		①	かごの床面積1.83㎡以上	●	●			(床面積) m <sup>2</sup>	合・否
		②	車いすの転回に支障ないかごの形状	●	●			(かごの間口) cm	合・否
		③	出入口幅80cm以上	●	●	●	●	(内法幅) cm	合・否
		④	かごの奥行き135cm以上	●	●			(かごの奥行) cm	合・否
		⑤	乗降ロビー150cm×150cm以上（高低差なし）	●	●	●	●	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有・無	合・否
		⑥	車いす使用者が利用しやすい制御装置	●	●	●	●	(装置の高さ) cm	合・否
		⑦	かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑧	乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑨	かごの両側に手すり	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑩	かご内に鏡を設置（出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるものを除く。）	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑪	かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	※	●	※	●	有・無	合・否
		⑫	視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	※		※		(点字表示等) 有・無	合・否
		⑬	昇降方向の音声表示装置	※	●	※	●	有・無	合・否
⑭	乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※		※		有・無	合・否		
⑮	利用しやすいかごの大きさ			●	●	(内法寸法) cm×cm	合・否		

規模又は構造、地形の状況等により、整備基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

整備項目	適合しない理由	設計内容	代替措置等